

豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市空き家情報登録制度等により登録された空き家を貸し付け、借り入れ、又は購入する者に対して交付する豊田市山村地域等空き家再生事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 補助金の交付は、山村地域等の新たな定住者を確保し、健全な地域コミュニティの保持と地域づくりを図るため、地域に所在する空き家の有効活用を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 山村地域等 豊田市空き家情報登録制度実施要綱（令和3年10月1日施行。以下「空き家情報バンク実施要綱」という。）第2条第1号に規定する山村地域等をいう。
- (2) 空き家 空き家情報バンク実施要綱第2条第2号に規定する空き家（建築物に限る。）をいう。
- (3) 空き家情報バンク 空き家情報バンク実施要綱第2条第4号に規定する空き家情報バンクをいう。
- (4) 修繕 建築物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (5) 改修 建築物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させると同時に、従前の水準以上にその機能を改善することをいう。
- (6) 改築 建築物の全部又は一部を取り壊して、従前とほぼ同様の建築物を建築することをいう。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、山村地域等に所在する空き家の改修及び修繕（以下「改修等」という。）とする。

(補助対象の空き家)

第5条 補助金の交付対象となる空き家は、次の各号の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 空き家情報バンクに登録された空き家であること。
- (2) 豊田市山村地域等定住応援補助金の交付の申請をしておらず、かつ交付を受けていない空き家であること。
- (3) 過去に本補助金及びその他類似補助金の交付を受けていない空き家であること。ただし、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金にあってはその限りではない。
- (4) 次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 賃貸借の場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。
 - (ア) 空き家情報バンクにより空き家の所有者と借受人との間において賃貸借契約が成立し、又は賃貸借契約の締結に関して合意がなされていること。
 - (イ) 空き家の所有者と借受人との間において、当該空き家の改修等に関して書

面により合意がなされていること。

イ 売買の場合にあっては、空き家情報バンクにより空き家の所有者と購入者との間において売買契約が成立し、又は売買契約の締結に関して合意がなされていること。

(補助金の申請者要件)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者でなければならない。

- (1) 賃貸借の場合にあっては、空き家の所有者又は借受人である個人
- (2) 売買の場合にあっては、空き家の購入者である個人

(補助対象からの除外)

第7条 第5条各号に掲げる全ての要件を満たしている場合であっても、申請者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 豊田市税を滞納している場合
- (2) 偽りその他不正な手段により申請を行った場合
- (3) 暴力団員である場合
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者である場合
- (5) その他市長が適当でないと認めた場合

(空き家の管理及び利用)

第8条 申請者は、空き家の善良な管理及び利用に努めなければならない。

(補助対象の経費)

第9条 補助金の交付対象となる経費は、定住に伴う空き家の居住部分の改修等に要する費用の全部又は一部とする。

- 2 新築、改築、増築(便所、浴槽等の設置による増築は除く。)、解体、移築、合併処理浄化槽の設置及び整備(単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去を含む。)、備品の購入、水道の加入金等に係る経費その他市長が適当でないと認めた経費は、補助金の交付対象としない。
- 3 前項の経費のほか、補助金の交付決定前に実施した空き家の改修等に要した費用については、この補助金の対象としない。

(補助金の額)

第10条 補助金の額は、空き家の改修等に要した費用に10分の8を乗じて得た額(千円未満に端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。)以内とする。ただし、別表に定める額を限度とする。

(補助金の申請)

第11条 申請者は、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、空き家に係る賃貸借契約又は売買契約を締結することが確かとなった日又は契約をした日から起算して1年以内に、市長に提出しなければならない。

- 2 豊田市伝統的建造物群保存地区補助金を受けようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、空き家に係る賃貸借契約又は売買契約を締結することが確かとなった日又は契約をした日から起算して1年以内に、申請期限延長の申請書(様式第2号)により申請期限の延長を申請することができる。

- 3 前項に規定する延長の期限は、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金の交付決定を受けた日から起算して30日以内又は豊田市伝統的建造物群保存地区補助金を

申請しないことが明らかになった日から起算して60日以内とする。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、提出された書類の審査を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

3 市長は、前条第2項の規定に係る申請により承認したときは豊田市山村地域等空き家再生事業補助金 申請期限延長の決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

(交付決定を受けた内容の変更等)

第13条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた内容を変更するときにあつては豊田市山村地域等空き家再生事業補助金変更承認申請書(様式第5号)に必要書類を添えて、交付決定を受けた事業を中止するときにあつては豊田市山村地域等空き家再生事業中止届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による内容の変更に係る申請を受けたときは、変更内容を審査した上で、承認の可否を決定しなければならない。

(結果の通知)

第14条 市長は、前条第2項の規定により承認したときは豊田市山村地域等空き家再生事業補助金変更承認決定通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知する。

(実績報告)

第15条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた事業を完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早く到来する日までに、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金実績報告書(様式第8号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、100万円を超える補助金の交付を受けた場合は、4月10日を2月末日と読み替えることとする。

第16条 補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係るすべての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第17条 市長は、前条の規定により実施報告がなされたときは、その内容を審査し、事業の成果を適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第18条 市長は、補助金の額が確定した後、交付決定者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(検査及び指示)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められ、又は指示があった場合は、速

やかにこれに応じなければならない。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第20条 市長は、交付決定者又は交付決定に係る空き家が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 第5条及び第6条に反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 関係法令等に違反したとき。
- (4) 当該空き家及びその利用者に関して、市長が第2条に定める目的に著しく反すると判断したとき。
- (5) 交付決定者が借受人である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年(100万円を超える補助金の交付を受けた場合にあっては、10年)以内に転居したとき。
- (6) 交付決定者が所有者である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に、空き家情報バンクから交付決定を受けた補助対象事業に係る空き家の登録を取り下げたとき。
- (7) 交付決定者が購入者である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年(100万円を超える補助金の交付を受けた場合にあっては、10年)以内に転売し、解体し、又は転居したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付決定取消等通知書(様式第10号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、市長が定める日までに、既に支払われた当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第11条第1項及び第2項に規定する、空き家に係る賃貸借契約又は売買契約を締結することが確かとなった日又は契約をした日については、令和5年2月3日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

条 件	限度額
申請者が市外から転入して空き家を購入し、又は借り受け、当該空き家を補助金の確定通知の日から起算して10年以上使用する場合	150万円
その他の場合	100万円

豊田市長 様

申請者	郵便番号	〒	—
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日		年 月 日
電 話	()	—	

年度 豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付申請書

豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 **金** _____ , **000円**
 算出式：改修等工事費 _____ 円×8/10 = _____ 円
- 2 補助事業の目的
 空き家を改修又は修繕し、空き家の有効活用を図るため
- 3 補助事業の内容
 別紙事業計画書のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) その他

その他添付書類一覧
①改修等工事の設計図 ※改修等の実施箇所、内容が確認できる間取り図等 ②改修等工事の見積書 ※改修等工事費が 50 万円未満 1 者、50 万円以上の場合は 2 者 ③施工前の現場写真 (外観、施工箇所各所) ④位置図 ⑤申請者の住民票 (前住所が市外の場合) ⑥契約書又は契約締結に関する誓約書 ※契約に関する誓約書を提出した場合は、契約後速やかにその写しを提出してください。 ⑦誓約書 (申請者が賃貸借の借受人又は売買の場合)

(別紙)

事業計画書

1 収支予算

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円	事業費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

2 事業計画

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
改修等の内容	別紙、改修等の内容一覧のとおり
実施期間(予定)	年 月 日～ 年 月 日

同意事項

内容	同意・誓約欄
1 豊田市税を滞納していません。	<input type="checkbox"/>
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

【賃貸借の場合のみ】

3 本件に係る改修等の工事については、上記のとおり実施することを説明し、同意を得ました。 ※申請者が空き家の所有者の場合は借受人、借受人の場合は空き家の所有者の同意	<input type="checkbox"/>
4 改修後の資産の取り扱いについて所有者、仮受人の双方で協議し、取り決めました。	<input type="checkbox"/>

- (注) 以下のいずれかに該当するときは、支払われた補助金の返還を求めることがあります。
- ・ 交付決定者が購入者又は借受人である場合にあつては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年(100万円を超える補助金の交付を受けたときは、10年)以内に転居等したとき。
 - ・ 交付決定者が所有者である場合にあつては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に、空き家情報バンクから交付決定を受けた補助対象事業に係る空き家の登録を取り下げたとき。

(別紙)

改修等の内容一覧

番号	内容	間取り 図面※	写真※	見積り※	備考
A	外観 (全景)				
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					
⑪					
⑫					
⑬					
⑭					
⑮					
⑯					
⑰					
⑱					
⑳					

※各添付物に番号が明示されているか確認する際に使用してください。

賃貸借契約締結に関する誓約書

豊田市長 様

所有者 住 所 _____
氏 名 _____

借受人 住 所 _____
(予定) 氏 名 _____

私たちは、下記の建築物について賃貸借をすることに合意し、当該賃貸借に係る契約を締結する予定であることを誓約します。

記

1 賃貸物件

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
---------------------	-----

2 賃貸契約締結予定日 _____

(別紙)

年 月 日

売買契約締結に関する誓約書

豊田市長 様

所有者 住 所 _____
氏 名 _____

購入者 住 所 _____
(予定) 氏 名 _____

私たちは、下記の建築物について売買をすることに合意し、当該売買に係る契約を締結する予定であることを誓約します。

記

1 売買物件

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
---------------------	-----

2 売買契約締結予定日 _____

(別紙) ※申請者が借受人又は購入者の場合

誓 約 書

補助金の申請に係る以下の物件は、補助金の確定通知の日から起算して

- 3年以上（交付額が100万円以下の場合）
- 10年以上（交付額が100万円を超える場合）

利用することを誓約いたします。

年 月 日

物件所在地 豊田市

申請者

住所

氏名

(自署)

【関係要綱一部抜粋】

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第19条 市長は、交付決定者又は交付決定に係る空き家が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(中略)

(5) 交付決定者が借受人である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年（100万円を超える補助金の交付を受けた場合にあっては、10年）以内に転居したとき。

(中略)

(7) 交付決定者が購入者である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年（100万円を超える補助金の交付を受けた場合にあっては、10年）以内に転売し、解体し、又は転居したとき。

豊田市長 様

申請者	郵便番号	〒	—
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日		年 月 日
電 話	()	—	

豊田市山村地域等空き家再生事業補助金 申請期限延長の申請書

豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により申請します。

記

1 事業内容

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市		
改修等の内容	別紙「豊田市伝統的建造物群保存地区補助金 補助事業 エントリーシート」のとおり		
実施予定 期間	着手	年	月 日
	完了	年	月 日

2 申請期限延長の理由

豊田市山村地域等空き家再生事業補助金と併せて、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金を申請するため

3 添付書類

- (1) 豊田市伝統的建造物群保存地区補助金 補助事業エントリーシート、売買契約書の写し
- (2) その他

豊 発第 号
年 月 日

(申請者) 様

豊田市長



年度 豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊田市山村地域等空き家再生事業補助金について、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件

様式第4号(第12条関係)

豊 発第 号
年 月 日

(申請者) 様

豊田市長



豊田市山村地域等空き家再生事業補助金 申請期限延長の決定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊田市山村地域等空き家再生事業補助金申請期限延長の特例の申請について、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第12条第3項の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 事業実施場所（空き家の所在地）

豊田市

2 延長の期限

豊田市伝統的建造物群保存地区補助金の申請後30日又は豊田市伝統的建造物群保存地区補助金の申請しないこととした日から60日以内。

3 延期の条件

4 申請時には2の事実がわかる書類を添付すること。

豊田市長 様

申請者

郵便番号	〒	-
住 所		
フリガナ		
氏 名		
電 話	()	-

年度 豊田市山村地域等空き家再生事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のあった豊田市山村地域等空き家再生事業について、下記のとおり計画の変更をしたいので、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

1 交付決定を受けた内容の変更

変更内容等	変 更 前	変 更 後
補助金額	金 円	金 円
事業費総額	円	円
変更内容及び 変更理由		
添付書類	(1) 変更内容、箇所等が確認できる図面 (2) 工事変更見積書（変更がある場合のみ。） (3) 施行前の現場写真（施工箇所各所） (4) その他必要に応じて変更を説明する書類 （使用ポンプの変更による場合にあっては、ポンプの仕様書等）	

年 月 日

豊田市長 様

申請者	郵便番号	〒	—
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		

年度 豊田市山村地域等空き家再生事業中止届出書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のあった豊田市山村地域等空き家再生事業について、下記のとおり実施を中止しましたので届け出ます。

記

1 事業実施場所
(空き家の所在地)

2 交付決定額

金 _____ , 000円

3 中止の理由

豊 発第 号
年 月 日

(申請者) 様

豊田市長



年度 豊田市山村地域等空き家再生事業補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった豊田市山村地域等空き家再生事業については、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により下記のとおり承認します。

記

1 変更決定額 **金** _____ , **000円**

2 計画変更の内容

区 分	当初計画	変 更

3 条件

様式第8号（第15条関係）

年 月 日

豊田市長 様

申請者

郵便番号	〒	-
住 所		
フリガナ		
氏 名		
電 話	()	-

年度 豊田市山村地域等空き家再生事業補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で補助金の交付決定を受けた豊田市山村地域等空き家再生事業を完了したので、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第15条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績及び効果
別紙のとおり実施し、所期の目的を達成できた。
- 2 その他（添付書類一覧）

(別紙)

1 収支決算

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円	事業費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

2 事業実績

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市		
改修等の内容			
実施期間	着手	年	月 日
	完了	年	月 日

3 その他（添付書類一覧）

添付書類	① 領収書（写し） ② 完成写真（施工箇所各所 1枚） ③ その他市長が必要とする書類
------	---

様式第9号（第16条関係）

第 年 月 日 号

（申請者） 様

豊田市長



年度 豊田市山村地域等空き家再生事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった豊田市山村地域等空き家再生事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 改修等の内容 事業実績のとおり

第 年 月 日 号

様

豊田市長



豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付決定取消等通知書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定をした豊田市山村地域等空き家再生事業について、豊田市補助金等交付規則第14条及び豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第19条第1項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還してもらいますので、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定取消事由

2 交付決定取消額 金 円

3 既交付済補助金額 金 円

4 補助金支払日 年 月 日

5 返還金額 金 円

6 返還金の納入方法